

小千谷商工会議所共済給付金制度に関する規程

(目 的)

第1条 本規程は、当会議所が実施する「おぢやCCI共済」の中で、当会議所が独自に給付を行う給付金・祝金・祝品について定めるものである。

(対象者)

第2条 本制度の対象者は、当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員のうち、本制度加入者（以下、「対象者」という）とする。

(運営費)

第3条 本制度に係る運営費は、「おぢやCCI共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

(責任開始日)

第4条 本制度の責任開始日は、「おぢやCCI共済」の一部をなす定期保険（団体型）（以下、「団体定期保険」という）の責任開始日と同一とする。

(保障期間)

第5条 本制度の保障期間は、団体定期保険の保障期間と同一とする。

(失 効)

第6条 団体定期保険が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

(給付内容)

第7条 給付金・祝金・祝品の内容は、別表1に定める通りとする。

(給付手続)

第8条 加入事業所は、対象者に給付金・祝金・祝品の支払事由が発生した場合は、速やかに当会議所に、別表2に定める書類を提出し、請求手続を行うものとする。

(請求期限)

第9条 給付金・祝金・祝品の請求期限については、その事由発生日より3年以内とする。

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、当会議所が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成29年10月1日から施行する。

別表1

おぢやCCI共済 給付金・祝金・祝品内容

	1口	2口	3口	4口
病気入院見舞金 (5日以上)	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円
事故通院見舞金 (5日以上)	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円
結婚祝金 (加入後3年以上)	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円
出生祝金 (加入後3年以上)	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円
寿祝品 (加入後5年以上)	祝品贈呈(還暦をお迎えのとき)			

■病気入院見舞金

対象者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として5日以上継続入院したときに、1年間(10月1日～9月30日)に1回の支払いを限度とし支給する。

但し、当期間において同一原因で2回以上入院した場合には通算した1回の入院とみなす。

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院5日目の日が属する月の加入口数を基準とする。

■事故通院見舞金

対象者が本制度の保障期間中に、事故の治療を目的として5日以上実通院したときに、1年間(10月1日～9月30日)に1回の支払いを限度とし支給する。

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした事故通院5日目の日が属する月の加入口数を基準とする。

■結婚祝金

対象者が本制度の保障期間中に結婚したときに支給する。但し、結婚した日が、本制度加入後3年以上経過した者に限る。夫婦の両者が対象者である場合には、そのどちらにも支給する。

なお、加入口数の変更があった場合は、結婚した日が属する月の加入口数を基準とする。

■出生祝金

対象者(もしくはその配偶者)が本制度の保障期間中に出産したときに支給する。但し、出産した日が、本制度加入後3年以上経過した者に限る。夫婦の両者が対象者である場合には、そのどちらにも支給する。多子出産の場合は、1回の出産とみなす。

なお、加入口数の変更があった場合は、出産した日が属する月の加入口数を基準とする。

■ 寿祝品

対象者が本制度の保障期間中に実年齢60歳に到達した月に支給する。但し、60歳到達日が、本制度加入後5年以上経過した者に限る。

なお、祝品については当会議所が独自に選定したものを支給する。

< 給付できない場合 >

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

【共通】

- ・ 会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失
- ・ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ・ 戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等
- ・ 核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故
- ・ 対象者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故
- ・ 請求当月分の掛金が入金されないとき

【病気入院見舞金】

- ・ 正常出産による入院の場合

【事故通院見舞金】

- ・ 鍼灸、あんま、マッサージ等への通院の場合

別表 2

見舞金・祝金・祝品給付請求書類

見舞金区分	必要書類
病気入院見舞金	①当所指定請求書 ②診断書・退院証明書・領収書等の入退院日が明記された書類（複写可）
事故通院見舞金	①当所指定請求書 ②領収書等の通院日が明記された書類（複写可）
結婚祝金	①当所指定請求書 ②戸籍抄本等の結婚年月日を証明する書類（複写可）
出生祝金	①当所指定請求書 ②戸籍抄本・住民票・母子手帳等の出産年月日を証明する書類（複写可）
寿祝品	提出書類無し ※当所において対象者を確認し支給する ※但し、支給時に受領証を提出すること